

第十三回国会衆議院

地方行政委員會議録第九号

昭和二十七年二月二十一日(木曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事大泉 寛三君 理事河原伊三郎君

理事野村専太郎君 理事門司 亮君

川本 末治君 佐藤 親弘君

前尾繁三郎君 吉田吉太郎君

鈴木 幹雄君 藤田 義光君

大矢 省三君 立花 敏男君

大石ヨシエ君

出席政府委員

内閣官房長官 保利 茂君

総理事務官(全)

国選管理委員 吉岡 惠一君

会事務局長)

国家地方警察本部

警視長(刑事部長) 中川 董治君

委員外の出席者

参考人(警視總監) 田中 榮一君

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

二月十九日

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出第七号)

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出第八号)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)治安状況に関する件

まず去る十九日に本委員会に付託されました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。まず政府より提案理由の説明を聴取いたします。保利政府委員。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。第四條第一項の表を次のように改める。

投票区 の選挙人数	区市町村		区		市		町		村							
	投票日	平日	土曜日	又休日	平日	土曜日	又休日	平日	土曜日	又休日						
五百人未満	平 日	一、八八八円	土 曜 日	三、三一二円	平 日	一、五八四円	土 曜 日	二、八八六円	又休日	四、〇三八円	平 日	八八八円	土 曜 日	一、六二二円	又休日	二、二五六円
一千人未満	平 日	三、七五五円	土 曜 日	五、二四九円	平 日	三、五〇一円	土 曜 日	四、八〇三円	又休日	五、九五五円	平 日	二、五九五円	土 曜 日	三、三一九円	又休日	三、九六三円
一千人以上未滿	平 日	四、一四八円	土 曜 日	五、八九一円	平 日	三、八五五円	土 曜 日	五、三七四円	又休日	六、七七八円	平 日	二、九〇七円	土 曜 日	三、八二二円	又休日	四、六一七円
二千人以上未滿	平 日	五、五六一円	土 曜 日	七、五五三円	平 日	五、一四九円	土 曜 日	六、八八五円	又休日	八、四二一円	平 日	三、七二七円	土 曜 日	四、六三二円	又休日	五、四三七円
三千人以上未滿	平 日	六、七二四円	土 曜 日	八、九六五円	平 日	六、二二三円	土 曜 日	八、一六六円	又休日	九、八九四円	平 日	四、六五九円	土 曜 日	五、七四五円	又休日	六、七一一円
三千人以上未滿	平 日	八、四四七円	土 曜 日	一〇、九三七円	平 日	七、七九七円	土 曜 日	九、九六七円	又休日	一二、八八七円	平 日	六、〇五一円	土 曜 日	七、三二八円	又休日	八、四四五円
五千人未満	平 日	一〇、六四三円	土 曜 日	一三、六三一円	平 日	九、八一五円	土 曜 日	一二、四一九円	又休日	一四、七二三円	平 日	七、五二三円	土 曜 日	八、九七一円	又休日	一〇、二五九円
一万人未満	平 日	一三、九八二円	土 曜 日	一七、七二七円	平 日	一二、八七七円	土 曜 日	一六、一三二円	又休日	一九、〇二二円	平 日	九、九〇七円	土 曜 日	一一、七二七円	又休日	一三、三二七円
一万人以上未滿	平 日	一九、四三三円	土 曜 日	二四、九一一円	平 日	一七、八五五円	土 曜 日	二二、六二九円	又休日	二六、八五三円	平 日	一三、六六七円	土 曜 日	一六、三八二円	又休日	一八、七九七円
二万人以上	平 日	二五、二七七円	土 曜 日	三三、七四七円	平 日	二二、三三、一八七円	土 曜 日	二九、六九七円	又休日	三五、四五七円	平 日	一七、四二七円	土 曜 日	二一、〇四七円	又休日	二四、二六七円

同條第二項の表を次のように改める。

一五千人未以上	二、一一二	三、八六四	五、四〇四	一、八四八	三、三六七	四、七一一	一、一一〇	二、〇二五	二、八二〇
二一千人未以上	二、四二四	四、四一六	六、一七六	二、一一二	三、八四八	五、三八四	一、一一〇	二、〇二五	二、八二〇
二二千人未以上	二、七二七	四、九六八	六、九四八	二、三七六	四、三二九	六、〇五七	一、三三二	二、四一八	三、三八四
三三千人未以上	三、〇三〇	五、五二〇	七、七二〇	二、六四〇	四、八一〇	六、七三〇	一、五五四	二、八二一	三、九四八
五三千人未以上	三、六三六	六、六二四	九、二六四	三、一六八	五、七七二	八、〇七六	一、七七六	三、二二四	四、五一二
一五万人未以上	四、五四五	八、二八〇	一一、五八〇	三、九六〇	七、二二五	一〇、〇九五	二、二二〇	四、〇三〇	五、六四〇
一万五千人未以上	六、六六六	一一、一四四	一六、九八四	五、八〇八	一〇、五八二	一四、八〇六	三、三三〇	六、〇四五	八、四六〇
二万人未以上	九、〇九〇	一六、五六〇	二二、一六〇	七、九二〇	一四、四三〇	二〇、一九〇	四、四四〇	八、〇六〇	一一、二八〇

同條第三項中「九百四十四円」を「千五百三十四円」に、「八百円」を「千三百三十六円」に、「六百九十六円」を「千二百二十四円」に改め、同條第五項中「四級地にあつては三百六十円」の下に、「五級地にあつては六百円」を加え、「百八十円」を「三百円」に、「二百二十五円」を「三百七十五円」に、「二百七十円」を「四百五十円」に、「三百十五円」を「四百九十円」に、「三百六十円」を「五百二十五円」に改める。

同條第六項の表を次のように改める。

第五條第一項の表を次のように改める。

五百人未以上	三、三五	五、二五	七、七五	一〇、二五
一五千人未以上	三、七五	五、二五	七、七五	一〇、二五
二一千人未以上	四、二五	五、七五	七、二五	一〇、七五
二二千人未以上	四、七五	六、二五	七、七五	一〇、二五
三三千人未以上	五、二五	六、七五	八、二五	一〇、七五
五三千人未以上	五、七五	七、二五	八、七五	一一、二五
一五万人未以上	六、二五	七、七五	九、二五	一一、七五
一万五千人未以上	六、七五	八、二五	九、七五	一二、二五
二万人未以上	七、二五	八、七五	一〇、二五	一二、七五

一千人未以上	四、八八二	四、五五二	三、五二二
二一千人未以上	五、七七八	五、三〇六	三、九五八
二二千人未以上	七、八四二	七、二二四	五、二〇二
三三千人未以上	一〇、三五四	九、五三二	七、〇三三
五三千人未以上	一三、四九四	一二、四〇六	九、一四三
一五万人未以上	一七、四〇一	一五、九三四	一一、五五五
一万五千人未以上	二〇、五四〇	一八、八四〇	一三、九二九
二万人未以上	二三、六三八	二一、六五二	一五、九四七
三万人未以上	三〇、〇〇二	二七、四六八	二〇、三八二

同條第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村		開票日 (土曜日を含む) ものとする。	又は 日曜日 又は 休日
	区	市		
一千人未満	二、四三〇円	二、二一〇円		一、二三九円
一千人未満		二、九一六		一、四一六
一千人未満		四、三七四		二、一二四
一千人未満		五、三四六		二、六五五
一千人未満		六、八〇四		三、三六三
一万五千人未満		八、九九一		四、四二五
一万五千人未満		九、七二〇		四、七七九
一万五千人未満		一一、一七八		五、四八七
三万人以上	一三、一二二	一一、四四八		六、三七二

内條第三項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村		開票日 (土曜日を含む) ものとする。	又は 日曜日 又は 休日
	区	市		
一千人未満	二、四三〇円	二、二一〇円		一一二円
一千人未満		二、九一六		一一八
一千人未満		二、五六四		二二八
一千人未満		三、八一六		一九二
一千人未満		四、四八四		二四〇
一万五千人未満		五、九三六		三〇四
一万五千人未満		六、八〇四		三〇四
一万五千人未満		八、九九一		四〇〇
一万五千人未満		八、八〇〇		四三二
三万人以上	一一、一七八	九、七五二		四九六
三万人以上	一三、一二二	一一、四四八		五七六

同條第四項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村		開票日 (土曜日を含む) ものとする。	又は 日曜日 又は 休日
	区	市		
一千人未満	二、二一〇円	一、九二〇円		一、二二七円
一千人未満		二、六五二		一、二八八
一千人未満		三、九七八		一、九三二
一千人未満		四、八六二		二、四一五
一万五千人未満		六、一八八		三、〇五九
一万五千人未満		八、一七七		四、〇二五
一万五千人未満		八、八四〇		四、三四七
三万人以上	一一、九三四	一〇、三六八		五、七九六

同條第六項中「六百六十六円」を「七百二十円」に改める。  
 第六條第一項中「十二万二千八百円」を「十二万四千五百二十八円」に改め、同條第二項中「四十二万八千四百四十六円」を「五十二万二千三百六十六円」に改める。  
 同條第三項の表を次のように改める。

選挙区 又は選挙分会	選挙会又は選挙分会 が開かれる地	
	区	市町村
衆議院議員選挙会	一一、一三五円	一〇、五七八円
参議院地方選出議員選挙会及び 参議院全国選出議員選挙分会	二七、一九五	二三、七〇六

同條第四項中「四級地にあつては一万二千六百円」の下に「五級地にあつては二万一千円」を加え、「六千三百円」を「一万五百円」に、「七千八百七十五円」を「一万三千二百五十円」に、「九千四百五十円」を「一万五千七百五十円」に、「一万二千二百五十円」を「一万七千六百六十円」に改める。

五円」に、「一万二千六百円」を「一万八千三百七十五円」に改める。第七條第一項の表を次のように改める。

選挙区	選挙人数	都道府県の世帯数		選挙区別の世帯数		選挙区別の選挙人数	
		都及び大都市府	その他の府県	都及び大都市府	その他の府県	都及び大都市府	その他の府県
(一)	二十万以上	四、六八	七、七四	九、四一	一一、一三	一一、三五	一四、一七
(二)	二十万以上	四、三五	七、四九	九、一一	一一、八三	一一、三〇	一四、一七
(三)	三十万以上	四、一六	七、二九	八、八六	一一、五七	一一、二四	一三、七八
(四)	四十万以上	四、〇三	六、九九	八、六〇	一一、四〇	一一、九四	一三、五一
(五)	五十万以上	三、八九	六、七七	八、三九	一一、一一	一一、七三	一三、二五
(六)	七十万以上	三、二〇	六、五七	八、一九	一一、八六	一一、四三	一三、九四
(七)	百万以上	二、五二	六、五一	八、一八	一一、八五	一一、四二	一三、九三

第八條の表を次のように改める。

選挙区	選挙人数	選挙区別の選挙人数
十	四人	三六円
二十	四人	三三二円
三十	七人	三四八円
四十	七人	五四円
五十	七人	七二円
六十	七人	八八円
七十	八人	一〇四円
八十	八人	一二〇円
九十	八人	一三六円
百	八人	一五二円

第九條第一項の表を次のように改める。

演説会場の坪数	区市町村		市		町		村	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
五十坪未満	四九〇円	九五四円	四七〇円	八八一円	四四〇円	四四〇円	四四〇円	七九二円
五十坪以上	四九〇円	九六三円	四七〇円	八九〇円	四四〇円	四四〇円	八〇一円	八四〇円
百坪未満	四九〇円	一、〇〇二円	四七〇円	九二九円	四四〇円	四四〇円	八四〇円	八四〇円
百坪以上	四九〇円	一、〇八一円	四七〇円	一、〇〇八円	四四〇円	四四〇円	九一九円	九一九円

同條第二項中「二百四十四円」を「四百四十四円」に、「二百十六円」を「三百六十一円」に、「百二十五円」を「三百一十二円」に改める。

同條第三項及び第四項を削り、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項を同條第五項とし、同條第七項中「四級地にあつては百四十四円」の下に「五級地にあつては二百四十円」を加え、「七十二円」を「百二十円」に、「九十円」を「百五十円」に、「百八円」を「百八十八円」に、「百二十六円」を「百九十五円」に改める。

第十條第一項の表を次のように改める。

演説会場の坪数	区市町村		市		町		村	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
五十坪未満	四九〇円	九五四円	四七〇円	八八一円	四四〇円	四四〇円	四四〇円	七九二円
五十坪以上	四九〇円	九六三円	四七〇円	八九〇円	四四〇円	四四〇円	八〇一円	八四〇円
百坪未満	四九〇円	一、〇〇二円	四七〇円	九二九円	四四〇円	四四〇円	八四〇円	八四〇円
百坪以上	四九〇円	一、〇八一円	四七〇円	一、〇〇八円	四四〇円	四四〇円	九一九円	九一九円

学校以外	昼間 三、二九五四、三九八三、二七五四、二二七三、二四五四、〇五一
	夜間 四、五七五四、五七五四、四一四四、四一四四、二二八四、二二八

同條第二項を次のように改める。  
 2 立会演説金が勤務地手当を支給する地域において行われる場合に  
 おいては、区にあつては千三百三  
 円、市にあつては九百六十二円、

一 都道府県

選挙人の数	五十万人	五十万人以上	百万人	百万人以上	二百五十万人	二百五十万人以上	三百万人	三百万人以上
金額	二、五八六、七三三円	三、一〇六、四三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円

二 都道府県の支庁又は地方事務所  
 三 大都市  
 四 区

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	百万人未満	百万人以上	二百五十万人未満	二百五十万人以上	三百万人未満	三百万人以上
金額	三、〇〇六、〇九〇円	四、二五、一三〇円	五、八七、六三〇円	七、七二、五九〇円				

選挙人の数	三十万人未満	三十万人以上	五十万人未満	五十万人以上	百万人未満	百万人以上	二百五十万人未満	二百五十万人以上
金額	一、三九、六一七円	二、二二、〇八三円	三、五四、九三六円	五、三三、六五六円	七、二九、四一六円			

選挙人の数	一千人未満	一千人以上	二千人未満	二千人以上	三千人未満	三千人以上	五千人未満	五千人以上
金額	一、二、七五五円	一、五、二九五円	二、一、九〇〇円	三、五、一七七円	五、〇、五四六円	六、五、七九七円	八、六、八三八円	

同條第二項第一号から第六号までを次のように改める。  
 一 都道府県

選挙人の数	五十万人	五十万人以上	百万人	百万人以上	二百五十万人	二百五十万人以上	三百万人	三百万人以上
金額	二、五八六、七三三円	三、一〇六、四三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円

同條第三項中「第七項」を「第六項」に改める。  
 第十二條中「四百円」を「七百円」に、「千二百円」を「二千円」に、「八千円」を「一万三千三百円」に改める。  
 第十三條第一項第一号から第六号までを次のように改める。

六 町村

選挙人の数	一千人	一千人以上	二千人	二千人以上	三千人	三千人以上	五千人	五千人以上
金額	五、六四二円	五、六四二円	一〇、四四二円	一七、六三三円	二六、七三三円	三三、七三三円	四三、〇二四円	

同條第三項第一号から第六号までを次のように改める。  
 一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	百万人未満	百万人以上	二百五十万人未満	二百五十万人以上	三百万人未満	三百万人以上
金額	二、五、四〇〇円	三、七、三三三円	三、〇、三三三円	四、三、三三三円	五、三、三三三円	六、三、三三三円	七、三、三三三円	八、三、三三三円

選挙人の数	三十万人未満	三十万人以上	五十万人未満	五十万人以上	百万人未満	百万人以上	二百五十万人未満	二百五十万人以上
金額	一、一、五五五円	一、九、二五五円	三、八、五〇〇円	五、七、七五五円	七、七、七五五円			

選挙人の数	一千人	一千人以上	二千人	二千人以上	三千人	三千人以上	五千人	五千人以上
金額	六、四四四円	九、六六六円	九、六六六円	九、六六六円	九、六六六円	九、六六六円	九、六六六円	九、六六六円

選挙人の数	五十万人	五十万人以上	百万人	百万人以上	二百五十万人	二百五十万人以上	三百万人	三百万人以上
金額	二、五八六、七三三円	三、一〇六、四三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円	四、三三六、三三三円

同條第四項中「二千六百十円」を「三千六百十円」に、「千八十円」を「千八百円」に改め、同項但書の表を次のように改める。

地域	都道府県	市町村等	都道府県	都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市区町村
一級地	四、五〇〇	四、五〇〇	二、二五〇	二、二五〇
二級地	五、四〇〇	五、四〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇
三級地	五、八五〇	五、八五〇	二、九五〇	二、九五〇
四級地	六、三〇〇	六、三〇〇	三、一五〇	三、一五〇
五級地	七、二〇〇	七、二〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇

同條に次の一項を加える。

6 選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に十五万人をこえる数五万人ごとに百分の二十を乗じて得た額を加算する。

第十四條第一項の表中「五〇〇」を「一、〇〇〇」に、「一、〇〇〇」を「二、〇〇〇」に改める。

第十七條に次の二項を加える。

2 前項の規定の適用については、参議院地方選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院全国選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合における選挙会経費又は選挙分会経費の基本額は、二十六万八千八百八十三円とする。

3 参議院地方選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院全国選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合における

執行を確保するため、国において負担することになつておりますこれらの選挙等の執行経費で都道府県及び市町村に交付する経費の基準を定める目的をもつて、昭和二十五年に制定されたものであります。

この法律は、昭和二十五年六月執行の参議院議員通常選挙を初めとして、都道府県に執行されました国会議員の補欠選挙及び再選挙並びに熱海市、浜江市等における日本国憲法第九十五條の規定による住民投票等約二十件の選挙及び投票の経費について適用されて参りましたが、本法施行後の物価及び賃金の騰貴は、とうてい法定の基準による経費ではまかない切れない状況となつて参りましたので、規定の整備を要する若干の事項とともに、ここに改正することとした次第であります。

改正の内容について申し述べますと、第一点は、本法施行後、公務員の給与基準が、六千三百円ベースであつたものが七千九百八十一円ベース及び一万六千二百円ベースと二度にわたつて改訂された昨年春には鉄道旅客運賃、郵便料金、電信電話料金及び電気料金も改訂され、さらに用紙、燃料等選挙執行に必要な物資の価格も、相当騰貴いたして参りましたのに伴うものであります。選挙事務の執行に支障のない限り節約をいたすとともに、その事務の執行にもくふうをして、経費の増高を避ける趣旨をもちまして、経費の基準算出の基礎となつております内容について検討いたしました結果、節約によつてもなお補うことのできな選挙事務従事者の超過勤務手当、選挙事務執行のための旅費、通信費、電

料、薪炭費、用紙、ガソリン代等について改訂の必要を認めまして、これら人件費、物件費の変動を織り込んで経費の基準を改正いたしました。

第二点は、公職選挙法の一部改正が行われまして、選挙に関する届出時間等の改正等選挙事務の態様にも多少の変更がありました。その結果経費の基準についても検討をする必要が生じたのであります。

第三点は、本法施行後の実績にかんがみまして、特に市及び区において要します事務費を増額いたす必要が認められますので、新たに経費積算の基礎を規定いたしました。

なお、参議院議員の再選挙または補欠選挙を執行いたします場合の経費を算出する方法を明確にする等現行法では運用上疑義のある点について若干の規定を整備いたしました。

なお、昭和二十七年計年度において執行を予定されております衆議院議員総選挙の執行経費は、この改正案に基づき算定し、別に予算案に計上いたしておりますが、それによりますと、衆議院議員総選挙に要する経費の総額は十四億五千二百余万円となり、うち、地方公共団体に交付いたします委託費の額は、最高裁判所裁判官国民審査の執行に要します経費総額四千二百余万円のうち、地方委託費四千七百一十円を含めて十二億四千五百六十六円となつておりました。これを昭和二十四年一月執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費のうち、地方委託費九億一千五百十五万三千円に比べて三億二千四百余万円の増加となり、昭和二十五年六月執行の

参議院議員通常選挙における経費の地方委託費九億六千九百八十九万三千円に比べて二億七千余万円の増加となります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○金光委員長 本案に対する質疑は次会より行うことといたします。

○金光委員長 次にボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案を議題として質疑を続行いたします。質疑はございませんか。――なければ本案に対する質疑は、これをもつて終局いたすことといたします。

○金光委員長 次にボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案を議題といたします。質疑を続行いたします。質疑はございませんか。――なければ、本案に対する質疑はこれをもつて終局することといたします。次会に討論採決を行いたいと思ひます。

○金光委員長 これより警察に関する件について調査を進めることといたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。――「異議なし」と呼ぶ者あり

○金光委員長 御異議なければそのようにいたします。

○立花委員 警察関係で調査をやるのははげつこうだと思ひますが、どなたか来ておられますか。私前会から警視總監の出席を要求しておつたのですが、その点はどうなつておりますか。

○金光委員長 だいたい中川刑事部長が見えていたようでありますが、田中警視總監を参考人として出席するよう要求中であり、この際暫時休憩いたします。

午前十一時二十二分休憩

午前十一時四十四分開議

○金光委員長 これより再開いたします。

警察に関する件について調査を進めることといたします。この際お諮りいたしますが、最近の治安状況について参考人として田中警視總監より実情を聴取することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金光委員長 御異議なしと認めます。さよう決めます。

富士銀行千住支店行金強奪事件につき、田中参考人より説明を伺います。田中参考人。

○田中参考人 御指名によりまして私から去る十八日千住に起りました富士銀行千住支店行金強奪事件につきまして、概略を御説明申し上げたいと存じます。

二月十八日午後三時十五分ごろとおぼしいころ、富士銀行千住支店東口通門前に白人の米兵らしい服装をした者でありまして、まだ米兵であるか、シブイリアンであるか、その点が十分確認はされておらずありますが、とにかく白人二人と日本人風の男、これも日系の米人であるか、二世であるか、日本人であるか、それも確認されていないのでありますが、とにかく白人二人と日本人風の男、三名を乗せた一台のジープが立ちどまるとみるや、

この日本人風の男、これはちよりと年令二十五、六才で、レイン・コートを着て白マスクをかけておつたと見られておりますが、南口から——ちよりと銀行は午後三時に表門を締めまして、一般のお客の入るのを一応とめまして、中で整理をいたしておるのであります。ちよりと三時十五分ごろ、南口よりい戸を半分ほどおろしておつたのであります。そこへよろい戸をくぐりまして四十五ミリ口径の拳銃を携えて、まず構内に侵入いたしましたのであります。そしてただちに五分間ほど静かにしろとどなたたのであります。そして手を上げろということ、行員は非常に驚愕してうろたえているところへ、さらに他の二名——白人二名であります。一名は三十才ぐらいで、背の高さが五尺五寸ぐらい、コルマシヒゲをはやしておつたのであります。いま一人は三十才前後で、これは少し背が高くございまして、五尺八寸ぐらゐ、非常に好男子であつたのであります。これが、東口通門といたしますと、道路からちよつと入つた裏口から入れるようになつておりますが、それも口径四十五ミリの拳銃をかまえて侵入いたしました。その中の一名がづか／＼と黒田支店長のものにも歩いて来てホールド・アップをさせまして、うち一名の者が行員を脅迫して金庫に案内させて、格納されておりました約二百八十四万円を強奪、これを持ちました。またその日本人風の男は出納係の机上にあつた現金五万六千円を強奪、ポケットに入れて逃げたのであります。この際に石橋秀子という女の行員がすぐ机の下にありまして非常ベル

を鳴らしまして——この非常ベルは千住消防署に通じておつたのであります。これを三回ほど鳴らしたわけであり、千住消防署の水村消防手ほか一名が火災が起つたと直感しまして、急いで現場に参りまして、まず水村消防士がよろい戸をくぐつて中に入つたとたん、今言ひまして日本人風の男にホールド・アップを命ぜられまして、いかんともすることができなかつたのであります。そしてその三人は、金を詰め込むと同時に、急いで東口からジープに乗つて逃走をいたしましたのであります。当時この水村消防士らが火事と思つて飛んで来たために、その付近におつた人々が、何事ならんと思つて銀行前に集まつて来たのであります。そこで犯人らは、その道を明けさせる意味におきまして、威嚇的に拳銃を一発発射いたしました。ジープの窓をぶち抜いておるのであります。そして銀行からさらに左折いたしました。間もなく右折して西新井橋方面へ逃走いたしましたのであります。この拳銃を威嚇発射したために、民衆が非常に驚きまして、そのうちの一名が、そこから約一千メートルほど離れておりました警察に、かけ足で事の急を通報いたしましたのであります。そこで警察といたしましては、ただちにその場に搭乗いたしましたジープに数名の制服警察官が搭乗いたしました。その車を運転して銀行に行つたのであります。その際にももうすでに逃走したとあつたのであります。

それからいま一つ、その銀行の表門の電車通りをへだてた前に、現在パトロール員の連絡所があるのであります。この連絡所におつたパトロール員が見ておつたけれども、手をむなしゆつたといふようなことが言われておるのであります。これはさうでなくして、ちよりとこは大師道の駐在所といふことになつておりました。當時巡査は無配置になつておりました。そしてパトロール員がパトロールから帰つて来て、異常があつたとかないとかを電話によつて本署に連絡する場所になつておつたのであります。ちよりと有阪部長と巡査の二人がパトロールから帰つて参りまして、その駐在所に帰りつたところが、銀行の前に入だかりがしておるので、どうしたのかと思つておつたところに、民衆の一人が、こゝろに、あつたといふことを知らせてくれたのであります。両巡査は驚いて、急遽その旨を本署にとりあえず電話で通報をしたのであります。そして民衆に、今ジープが逃げたその方向はどつちかと言つたところが、千住大橋の方に向つて逃走したといふ知らせがあつたので、たま／＼そこを通り合せました。トラクに頼みまして、そのトラクが追跡いたしましたのであります。ところが先ほど申し述べましたごとくに、ジープは間もなく右折して西新井橋の方に行つたのを知らずに、そのまゝ一直線に行きましたために、全然ジープの姿を見ることができませんでした。むなくしく手をこまねいてました銀行までもつて参つたような状況でございます。従ひまして、二人の警察官が手をむなしゆつておつたといふのではなくして、時間的にもかような誤差がありましたので、この点を御説明申し上げておきたいと思ひます。

それから当日の午後三時半ごろ、西新井橋から上手に江北橋というのがございますが、その江北橋の付近を警邏中に、最初ジープが走つて参りました。あとから高級車が参りまして、江北橋の手前来たときに、高級車がサイレンを鳴らしたところが、前のジープが急停車しましたので、その高級車は追い抜いてこれまたとまつて、そしてジープの中から二人の者が出て高級車に乗るかへて行つたのを、西新井署の佐々木巡査部長が警邏中に目撃いたしておるのであります。そしてその後佐々木部長は、ちよりとこにジープが乗り捨てられましたので、おかしな

を鳴らしまして——この非常ベルは千住消防署に通じておつたのであります。これを三回ほど鳴らしたわけであり、千住消防署の水村消防手ほか一名が火災が起つたと直感しまして、急いで現場に参りまして、まず水村消防士がよろい戸をくぐつて中に入つたとたん、今言ひまして日本人風の男にホールド・アップを命ぜられまして、いかんともすることができなかつたのであります。そしてその三人は、金を詰め込むと同時に、急いで東口からジープに乗つて逃走をいたしましたのであります。当時この水村消防士らが火事と思つて飛んで来たために、その付近におつた人々が、何事ならんと思つて銀行前に集まつて来たのであります。そこで犯人らは、その道を明けさせる意味におきまして、威嚇的に拳銃を一発発射いたしました。ジープの窓をぶち抜いておるのであります。そして銀行からさらに左折いたしました。間もなく右折して西新井橋方面へ逃走いたしましたのであります。この拳銃を威嚇発射したために、民衆が非常に驚きまして、そのうちの一名が、そこから約一千メートルほど離れておりました警察に、かけ足で事の急を通報いたしましたのであります。そこで警察といたしましては、ただちにその場に搭乗いたしましたジープに数名の制服警察官が搭乗いたしました。その車を運転して銀行に行つたのであります。その際にももうすでに逃走したとあつたのであります。

それからいま一つ、その銀行の表門の電車通りをへだてた前に、現在パトロール員の連絡所があるのであります。この連絡所におつたパトロール員が見ておつたけれども、手をむなしゆつたといふようなことが言われておるのであります。これはさうでなくして、ちよりとこは大師道の駐在所といふことになつておりました。當時巡査は無配置になつておりました。そしてパトロール員がパトロールから帰つて来て、異常があつたとかないとかを電話によつて本署に連絡する場所になつておつたのであります。ちよりと有阪部長と巡査の二人がパトロールから帰つて参りまして、その駐在所に帰りつたところが、銀行の前に入だかりがしておるので、どうしたのかと思つておつたところに、民衆の一人が、こゝろに、あつたといふことを知らせてくれたのであります。両巡査は驚いて、急遽その旨を本署にとりあえず電話で通報をしたのであります。そして民衆に、今ジープが逃げたその方向はどつちかと言つたところが、千住大橋の方に向つて逃走したといふ知らせがあつたので、たま／＼そこを通り合せました。トラクに頼みまして、そのトラクが追跡いたしましたのであります。ところが先ほど申し述べましたごとくに、ジープは間もなく右折して西新井橋の方に行つたのを知らずに、そのまゝ一直線に行きましたために、全然ジープの姿を見ることができませんでした。むなくしく手をこまねいてました銀行までもつて参つたような状況でございます。従ひまして、二人の警察官が手をむなしゆつておつたといふのではなくして、時間的にもかような誤差がありましたので、この点を御説明申し上げておきたいと思ひます。

それから当日の午後三時半ごろ、西新井橋から上手に江北橋というのがございますが、その江北橋の付近を警邏中に、最初ジープが走つて参りました。あとから高級車が参りまして、江北橋の手前来たときに、高級車がサイレンを鳴らしたところが、前のジープが急停車しましたので、その高級車は追い抜いてこれまたとまつて、そしてジープの中から二人の者が出て高級車に乗るかへて行つたのを、西新井署の佐々木巡査部長が警邏中に目撃いたしておるのであります。そしてその後佐々木部長は、ちよりとこにジープが乗り捨てられましたので、おかしな

それから当日の午後三時半ごろ、西新井橋から上手に江北橋というのがございますが、その江北橋の付近を警邏中に、最初ジープが走つて参りました。あとから高級車が参りまして、江北橋の手前来たときに、高級車がサイレンを鳴らしたところが、前のジープが急停車しましたので、その高級車は追い抜いてこれまたとまつて、そしてジープの中から二人の者が出て高級車に乗るかへて行つたのを、西新井署の佐々木巡査部長が警邏中に目撃いたしておるのであります。そしてその後佐々木部長は、ちよりとこにジープが乗り捨てられましたので、おかしな

ことであるというので、一応ジープの番号を記録しておきまして、巡視の帰途、西新井警察署のある派出所に立寄つたところが、今かような緊急手配があつたということで、ただちに佐々木部長は、それではあのジープに遅いなというので、また現場に参りました、そのジープがまだ遺棄されていることを確認したのであります。その際に佐々木部長が瞬間的に、別にこうした犯罪が起るものとは全然予感なくして一応見ておつたために、その高級車がどういふ番号であつたかということ

は、はつきり記憶いたしてないのであります。同部長の目撃した瞬間に受けた感じからいたしまして、あるいは五一年式のダツジまたはプリムスではないかと一応想像できるのでございます。それでこの犯行は私どもの見方としましては、相当専門的にござつたことを前々から計画いたしておりました。千住等は中小工業者の多いところであります。三時ごろになると現金収入が銀行にある。場所的にもちようど手ごろであるということから、千住銀行を選んだのではないかと一応想像されるのであります。従つて、前前からこうしたことが計画的に敢行されたのではないかと考えております。

ことに犯人がいずれも手袋を着用いたしました。指紋を現場に残さないようにしておることによつても、相当専門的に考えておる犯行と考へます。なお犯行に使用いたしましたジープは、去る十七日午後十一時ごろ都内の築地の東劇前において、盗難にかつたものであります。逃走の際前面だけのパネルをとりはずしておつたやうであります。また高級車も盗難品と

一応考えられるのであります。ただ新聞にも発表されました二二三八八という番号であります。これも二ダツシユぐらいまでは確認されておるやうであります。あとが二三三八八であるか二三三八であるか、その辺がまだしつかり確認をされてないのであります。またこうした番号は、場合によつてはいつでも自由にとりかえられることになつておりますので、この高級車の番号のみをたよつて捜査することには、非常に危険を来すことになるのであります。

それからなおCIDと警視庁並びに各県の自治体警察、国警と緊密なる連絡を保持いたしまして、近くモニタージュ写真等——この銀行内の目撃者の談話、受けた感じ等を詳細に多数の人から聴取いたしました。それによつて最も正しいと認められるモニタージュ写真を、これはもうすぐできると思つております。これをCID並びに警視庁管下はもちろんのこと、近県方面にも配付いたしました。これによつていろ／＼と捜査いたしたいと考へております。

犯人はこの乗りがかえた高級車に乗りまして、西新井、埼玉方面に逃走した疑いがございますので、主としてその方面に相当手配をして、厳重に捜査をいたしております。十九日十一時ごろ栃木県の日光町小西旅館に、夜中の三時ごろ米人二名が日本人一名をつれてセダンの自動車で宿泊した事実を探りました。これをCIDで調査いたしましたのであります。その後伊香保方面に走つたという知らせがあつたので、これもCIDにおいて、また地元の警察において調査いたしましたところ

が、くだんの自動車とは全然違うことが確認をいたされたのであります。なお本件の調査をいたしましては、あるいはホテル、旅館その他売春婦等の線からも、いろ／＼と調査をいたしておる次第であります。現在MP司令官が全国のMP司令官に向つて手配をして、相当厳重に調査をせられておると思ひます。また警視庁を中心にして、また全国の国警、自警に緊密なる連絡をとりまして、現在調査をいたしておる次第であります。

それからなお本件捜査にあたりまして、いろ／＼日本の裁判管轄権につきまして問題があると思ひますので、本件につきましては念のために申し上げておきたいと存じます。昭和二十五年十月十八日付で総司令部より、民事、刑事裁判権の行使に関する覚書が、日本政府に送られておるのであります。その中に日本の当然正当なる職権を持つ官公吏、これは警察官並びに警察吏員であります。これが占領軍要員は左の二つの事情が同時に存在する場合に限つて、日本の法律執行当局によつて逮捕されることがなつておるのであります。その一つは占領軍警察官が現場に現に居合せない場合、占領軍警察官といふから、これはMPであり、MPが現場に現に居合せなかつた場合、それから第二は、身体に対する危害または財産に対する重大なる損害を含む犯行、身体に対する危害と申しますのは、何か物をもつて

あるいは射殺せんとするといふやうな相当重大なる危害でございます。こうした身体に対する危害または財産に重大なる損害を含む犯行あるいは犯行の状況のもとにおきましては、日本の警察官といへどもつかまえることができるのであります。そのつかまえる対象は第一は、各国の連合国の軍隊の構成員、第二は、連合国人にして占領軍に公に付属する者またはこれに付随して占領軍業務に服する者、第三は、公務を帯びて日本に在住する連合国人、第四は、以上の者に随伴する親近家族及び被扶養者、これらの者が現に今申しました二つの場合におけるやうな状態において犯罪を行つた行わんとする場合においては、日本警察官といへどもこれを逮捕することができ、かようになつております。従つて今度の富士銀行の場合を考へてみますと、軍人のやうな服装をしておつたということでありますが、かりにこれが軍人軍属であると一応いたしておきまして、その場合におきまして、もし日本警察官がその場に行つた場合におきましては、占領軍警察官が現場に現に居合せておらずに、それから場合によつては身体に危害もあるかもしれない、また財産に対する重大なる損害を含む犯行のおそれある場合ということにも該当いたしますので、当然これは現行犯として日本の警察官が逮捕できるのであります。なお今申しました四つのものに該当しない者つまり軍人軍属及びその家族にあらざる者につきましては、当然日本の警察官によつて犯罪の捜査をし、また令状によつてこれを逮捕することができるといふ解釈をとつておるのであります。また現に令状によつて

軍人軍属にあらざる者を逮捕した実例も持つておるやうな次第であります。そこで富士銀行支店におきまする犯行は、すでに本人らは逃げておるのであります。逃げておりますと、これがいわゆる現行犯ということになつて、非現行犯容疑者ということになつて参るのであります。現にこれが軍人軍属であることがはつきりしておりますならば、当然これは一応占領軍の警察によつて逮捕せねばならぬ。それからまたこれが軍人、軍属にあらざるものであるとするならば、これは当然日本の警察によつて捜査、逮捕ができて、もし逮捕せられた場合におきましては、ただちに身柄をもちよりの占領軍当局に引渡さなければならぬということに相なつております。従つて現在のところ目撃者の談話、証言等からいたしますと、軍人のやうな服装をしておつたといふのであります。軍人であつたかあるいはおつたの米人が軍人のやうな服装をしておつたのであるか、その辺が十分に確認をいたされたら、その辺が十分に確認をいたされたら、これは占領軍警察官によつて逮捕されねばなりませんし、またそうでない場合には、日本の警察官の令状によつて逮捕できるのであります。まだその辺は十分に確認をされておらず、現在占領軍警察当局並びに日本警察当局が緊密なる連絡をとりまして、いわゆる合同捜査ともいふ態勢を整えて、現在捜査に鋭意努力をいたしておるやうな次第でございます。

○金光委員長 これより田中参考人に對して質疑を許します。河原伊三郎君。

河原伊三郎君。河原伊三郎君。



〔立花委員、「委員長、委員長」と呼ぶ〕  
○河原委員 本件は全国民に、はなはだしき衝撃を与えましたところの重要な案件でありまして、連合軍が現在の……

〔立花委員、「委員長、不公平だ」と呼ぶ〕

○金光委員長 公平にやつておりません。御着席をお願いします。

○河原委員 本件に關しまして、現在の警察力が足りないことから、こういうことになつたのか、また日本人でないからつかまへなかつたのかという点について、大きな疑惑を持つておられるのであります。田中警視總監は、日本人であつても捕縛は困難であつたか、日本人でなかつたから逮捕されなかつたのか、この点について、いかようにお考えになつておるか伺いたしたいと思います。

○田中参考人 お答えいたします。もちろん犯人逮捕に対する警察官の心構えといたしましては、相手が日本人であらうが、また日本人にあらざるものであらうが、犯人を逮捕する気持、またその熱意、努力につきましては、何らかわりはないのであります。ただ日本人である場合とそうでない場合との區別は、先ほど私が説明いたしましたごとくに、捜査権の行使の上におきまして、進駐軍要員等については、その逮捕の場合における條件が、非常に制限をされております関係もあり、その中で、この点検査の上においても若干不便、不利を来す場合があると思ひます。しかしながら現在占領軍警察当局も非常な熱意をもつて、むしろ日本の警察と競争的に今双方において捜査

に最善の努力をいたしておりますので、今の段階におきまして、犯人が日本人であるからどうだ、日本人にあらざる者であるからどうだということとはなからうと、私は考へております。やはり同じような能力において犯人逮捕ができるものと確信しております。

○河原委員 そういたしますと、日本人によつて同じような事件が白昼今後またび／＼繰返されるおそれが、現在の警察力をもつてしてはあるのだ、こういうふうな解してよろしいのでしうか。その点を伺いたい。

○田中参考人 とかくこういう事件は類は類を呼ぶおそれがあるのでございまして、今までの経験によりますと、ある特殊の犯罪が行われますと、それに類似したような犯罪がただちに續行的に行われるというふうな可能性が非常に多いのであります。実は十六日に京都市内におきまして、やはり銀行ギャンブルが起つたのであります。そしてそのことを聞きましてすぐ次の十七日に警視庁幹部と協議いたしました。ただちに銀行その他の金融業者、その他こうした犯罪の行われ得ると想像できるようなところに連絡をとりまして、何らか今後の防犯措置を講じようじやないかといつて、いろいろ計画中に、たまた／＼十八日にこういう事件が起りました。私自身としましては、偶然こうしたことが起つたという事柄に對しまして、非常に驚いておる次第であります。警視庁といたしましては、こうした事件が今後起るかもしれないといふ／＼の心配からいたしまして、ただちに都下の銀行業者に連絡をとりまして、現在防犯の措置を講じてないようなところに対しましては、

経費を惜まらずにただちに防犯的措置を講ずる、と申しますのは、非常べルを講ずるとか、あるいはまた何らかほの方法によつて銀行の構内のこうした設備をさらに完備するといつたようない／＼な防犯的措置を講ずるようになり、ただちに連絡をとつておるような次第で、將來ともこうした事件の起らないように、われ／＼としましては万全の措置を講じたい、かように存じております。

○河原委員 だいたいま日米行政協定が結ばれようとして、その交渉中と聞いておられるのであります。本件の直接な關係をいたしまして、この行政協定に對しまして、治安確保の第一の責任者である参考人は、特に本件によつて感じ得られましたところにより、こういうふうなことはぜひともこの行政協定に織り込む必要があるといつたふうな特別な感じを持たれた点はありませんか。もしあるとすれば、そういう点を承りたいと思つておるのです。

○田中参考人 今回の事件は、ちやうどたまた／＼行政協定が結ばれる直前に起りました事件でありまして、この点われ／＼はあらゆる点におきまして考へさせられることが多々あるのでございまして。先ほど私が申し述べました昭和二十五年の十月十八日付のメモランダムでございまして、こうしたことはもちろんのこと、さらに具体的に申し上げておる意見を発表するまでには至つておりませんが、これよりもさらにい／＼と少し広く解釈いたしました。い／＼と少し一般民衆の生命、身体、財産の保護が確保にできるような警察権の行使の方法が協定されれば、非常に都合がよいと考へております。ただいま私

がここで、しからばどういふふうにするかといふことにつきましては、今までの経験を生かしまして、十分に研究いたして、國警なり、また法務府なり、さういふ面とも十分に緊密な連絡をとりまして、適當なる案を作成いたしました上で、措置を講じたい、かように考へております。

○河原委員 わかりました。

○金光委員長 だいたいま立花君より委員長不信任の動議が提出されましたので、一身上のことでありまして、本席を野村專太郎君に譲ります。

〔委員長退席、野村委員長代理着席〕  
○野村委員長代理 委員長の指名により私が委員長の職務を行います。ただいま委員長不信任の動議が提出されておりますから、これを議題として議事を進めることにいたします。

○立花委員 この問題は非常に重大な問題だと考へまして、事件が起きました日に私は警察にも参りました、消防署にも参りました、銀行までも参りました。調べて参りました。で、すぐこの地方行政委員会にもその旨を伝えまして、特に田中参考人の出席を要求いたしました。理事会でも発言いたしました。理事会の同意を得まして、その手続をとつたわけです。ところが前回の委員会には理由が不明確のまま、田中警視總監の出席がなかつたわけです。非常に重大な問題でございまして、まだ犯人が逮捕されるに至つておりませんが、委員会の調査を特に必要と考へておりましたところが、今日幸いに

開かれましたので、警視總監の再出頭をまたお願いいたしました。警視總監が出て参られておりましたので、警視總監に承りますと、まだ手続が完了しておらないといふこととございまして、あらためて委員長にお願いたしました。手続をとつていただいた、こういうふうな、私の方といたしましては、最初からこの問題を調査し、特に理事会に持ち込み、あるいは委員長に話しまして、この問題を私の方から質問したいといふことを了解を得てあつたわけです。しかるにこの委員会が開かれますと、私の質問が最初に拒否されて、警視總監の説明がまず始まり、それも私がまんじつしておりました。私が質問のために、その了解のもとに呼んでいただいた警視總監に、私の質問がなくて、總監の説明から始まり、しかも私に對して何ら事前の了解がない。非常に不満だつたので、私はその点も黙つて見ておつたわけです。私といたしましては、当然質問に入ります前には、警視總監の説明を私の方から求めるつもりでおつたのですが、何ら了解なしにそういうやり方をされる、これも非常に不満でした。従つてそういう警視總監の一般の報告が終りましたならば、当然呼んでいただいた私の質問を許していただけたらと思つておりましたところが、そういう意味で最初に私が発言を求めましたのに、私よりあとで発言をお求めになつた河原君に発言が許される、しかもその前に委員長は決してこの発言の通告を、文書によつて、あるいは口頭で委員長に申し出るといふことを言われておりませんが、もし申し出るにいたしましたとしても、先ほどから申し上げ

げておりますように、前回の委員会から、私は特に警視總監を呼んでいただいて、質問するということをお願いしておるので、当然そういう措置はとつていただかなければならないと思うので、そういうことで発言の制限が委員長によつて行われておりますし、また警視總監がここにおられることも、委員長の言によりますと、十二時過ぎまでということをおっしゃっておりまして、もうほとんど時間がなくなつております。そういう形では、私が前から申し上げておりました重要さを訴えまして、せつかく来ていただいた警視總監に私が質問する時間がほとんどないわけですから、こういうことになりまして、何のために警視總監を呼んでいただいておりますのかかわらぬわけですから、この議事の運営をなさることに對しましては私は非常な遺憾です。だから委員長の席へ行つて、委員長の反省を求めたので、委員長の反省があまりありませんので、やむを得ず委員長不信任の動議を出しまして、今までの経過を明白にし、委員長の委員会運営の不公平をただすという方法をとるのもやむを得ないと考えましたので、私は委員長の不信任を出したわけでありまして、

○野村委員長代理 暫時休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後零時三十二分再開

○野村委員長代理 これより委員会を再開いたします。

ただいまの動議に對しまして、討論を省略して、ただちに立花君の動議に對して採決いたします。立花君の動議に對しまして、賛成の諸君の起立を願

います。

〔賛成者起立〕

○野村委員長代理 起立少数。よつて同君の動議は否決されました。金光委員長にかわります。

〔野村委員長代理退席、委員長着席〕

○門司委員 議事進行について……

きよりの問題について、私は議事の進行上ひとつ将来の問題を考へていただきたいことは、きよりの田中總監に来ていただきまして、事情を聴取するといふことは、実は公報には載つていないのであります。従つて公報に載つておりませんが、たまたま警視總監においでになつて、しかもそれは前日からの要求に基いてきよりのおいでになつたといふことでもありませんので、従つてこつちの問題が将来勃発しない限り限らぬわけでありまして、公報に載つていないことについての発言は、おのずから前もつて予告することもできません、また通知することも当然できませんけれども、こつちの公報に載つておられないようなことが行われる場合の発言の順序その他がありますので、この委員会の将来の運営の一つの方法として、発言はやはりあらかじめ委員長の手元へ通告をして、当日の問題はその通告順によつて一応行方というふうなことに、ひとつきめておいていただくことでもあります。今の立花君のお話もそうだと思う。大体従来の慣例からいいますと、通告したこともあればしないこともあるのであつて、大體順序として、質問を持つておいでになる方に質問が許されて、それでスムーズに行つておつたわけでありまして、こつちの問題が起つて来るといふ

ことになると、一応議事の取扱ひ方について、ごごちないようでありまして、一つの区分をきめておいてもらいたいと思ひます。しかるべく委員長においておとりはからい願ひたい。

○金光委員長 ただいまの御発言の御趣旨もつともでありますから、理事會に諮りまして、適当な処置を講じたと思ひます。

○立花委員 別にむづかしい規則をつくつていただかなくても、私はいいと思ひます。常識的にやつていただいたらいいので、その点は私決して機械的な決定を求めたものではありせん。しかし今回の事件のように、初めから私がお話をし、私が警視總監をどれだけ待つておつたかといふことは、通告以上には委員長にわかつておつたはずですが、それが許されないので、ああいう形でもありまして、非常にごごちでないものがありますので、こつちの形でもなしに、だれが見ても常識でわかるような、円満な委員会の運営をお願いいたします。

○金光委員長 丁承いたしました。

○立花委員 警視總監にお尋ねするのですが、現在では米兵であるか、あるいは米兵以外の者であるか、言葉をお話して言ひますと、日本の警察が逮捕できるものであるかできないものであるか、不明であるかどうかに總監の言葉は聞かれるのですが、そうなんです。

○田中参考人 お答えいたします。當時富士銀行支店内におきまして、目撃した者の談話を聴取いたしました。それからジープがとまつておつたときに目撃した者の目撃談を総合して考へて

みますると、軍人のような服装をしておつたという言葉でありまして、軍人であるかどうか、その辺が非常に今のところ確信を持つて、米軍人であるといふことが、今言えないわけでありまして、そこでもし軍人でないとしたらするならば、これは当然十月十八日付の警書によりまして、軍人軍属でなければ、日本官憲によつていつでもこれは容疑者として逮捕できるわけでありまして、しかるに今のところ、軍人らしい点もあるといふような点が、非常に捜査上混同されて、万一の場合を考へましてまたMP側も、もし軍人であつた場合においては、もしそれがために日本官憲が逮捕の機を失するやうなことがあつてはいかぬ、かような趣旨から、今CID側においても、もし軍人であつたならば、自分の方で出てやるからといふので、全国に今手配をいたしましたので、そして米軍側とそれから日本警察側とが、おそろく各県におきまして、同様に相当緊密な連絡をとつて、今双方で捜査を進行している、かように考へております。

○立花委員 そりなりまして、警視總監の言葉は、千住署長の言葉と同じやうに、逮捕していかどうかかわらないといふことになつて来ると思ひます。たとえはそこに犯人がおるとした場合に、警視總監はそれを逮捕してもいかどうかかわらぬのですか。

○田中参考人 これが軍人、軍属にあつたならば、日本警察がただちにこれを逮捕できるだらうと思ひます。ところが現在のところ、いまだ犯人が確認されていないのであります。そこで

何のなにがしてあるといふことがはつきりわかつておられますれば、そしてこつちの者を逮捕しろといふやうなことがはつきりしておつたならば、米占領軍の警察当局から、これの者を指名手配しているから、この者ならばただちに逮捕すべしといふ命令または指示がありまして、これは日本警察といへども、その者を見たならば、すぐ逮捕できるであらうと思ひます。ただそれとも今のところ、何のなにがしてあるといふことがわかりませんし、またそれが軍人であるかシビリアンであるかといふことが、米軍当局にもまた日本警察にもわかつていないのであります。そのために捜査の機を失してはならぬといふので、現在のところ双方が出てやつておられます。これがもしシビリアンであるといふことがはつきりわかつておつたならば、占領軍当局は手を引いて全部日本の警察にまかせたらうと思ひます。ところがそれがはつきりわかつていないために、占領軍警察当局も出て、現在一緒にやつております。もし犯人とおぼしき者があつたならば、ただちに占領軍警察当局も一緒に出て逮捕しよう、こつちのことになつております。

○立花委員 あなたはきのうの参議院の地方行政委員会で、現在犯人を逮捕できるのは、佐々木部長一人だけであるとおつちやつたといふ記事がきよりの朝日新聞に出ておられますが、犯人は自動車で逃亡いたしましたので、全国どこへ行つておるかおそろくわからな

いと思ひますが、全国十数方の警察官がおられますが、現在逮捕できるのは一人しかないのであるといふことになると、これはまつたく困ると思ひます。

○田中参考人 お答えいたします。当時富士銀行支店内におきまして、目撃した者の談話を聴取いたしました。それからジープがとまつておつたときに目撃した者の目撃談を総合して考へて

みますると、軍人のような服装をしておつたという言葉でありまして、軍人であるかどうか、その辺が非常に今のところ確信を持つて、米軍人であるといふことが、今言えないわけでありまして、そこでもし軍人でないとしたらするならば、これは当然十月十八日付の警書によりまして、軍人軍属でなければ、日本官憲によつていつでもこれは容疑者として逮捕できるわけでありまして、しかるに今のところ、軍人らしい点もあるといふような点が、非常に捜査上混同されて、万一の場合を考へましてまたMP側も、もし軍人であつた場合においては、もしそれがために日本官憲が逮捕の機を失するやうなことがあつてはいかぬ、かような趣旨から、今CID側においても、もし軍人であつたならば、自分の方で出てやるからといふので、全国に今手配をいたしましたので、そして米軍側とそれから日本警察側とが、おそろく各県におきまして、同様に相当緊密な連絡をとつて、今双方で捜査を進行している、かように考へております。

○立花委員 そりなりまして、警視總監の言葉は、千住署長の言葉と同じやうに、逮捕していかどうかかわらないといふことになつて来ると思ひます。たとえはそこに犯人がおるとした場合に、警視總監はそれを逮捕してもいかどうかかわらぬのですか。

○田中参考人 これが軍人、軍属にあつたならば、日本警察がただちにこれを逮捕できるだらうと思ひます。ところが現在のところ、いまだ犯人が確認されていないのであります。そこで

何のなにがしてあるといふことがはつきりわかつておられますれば、そしてこつちの者を逮捕しろといふやうなことがはつきりしておつたならば、米占領軍の警察当局から、これの者を指名手配しているから、この者ならばただちに逮捕すべしといふ命令または指示がありまして、これは日本警察といへども、その者を見たならば、すぐ逮捕できるであらうと思ひます。ただそれとも今のところ、何のなにがしてあるといふことがわかりませんし、またそれが軍人であるかシビリアンであるかといふことが、米軍当局にもまた日本警察にもわかつていないのであります。そのために捜査の機を失してはならぬといふので、現在のところ双方が出てやつておられます。これがもしシビリアンであるといふことがはつきりわかつておつたならば、占領軍当局は手を引いて全部日本の警察にまかせたらうと思ひます。ところがそれがはつきりわかつていないために、占領軍警察当局も出て、現在一緒にやつております。もし犯人とおぼしき者があつたならば、ただちに占領軍警察当局も一緒に出て逮捕しよう、こつちのことになつております。

○立花委員 あなたはきのうの参議院の地方行政委員会で、現在犯人を逮捕できるのは、佐々木部長一人だけであるとおつちやつたといふ記事がきよりの朝日新聞に出ておられますが、犯人は自動車で逃亡いたしましたので、全国どこへ行つておるかおそろくわからな

いと思ひますが、全国十数方の警察官がおられますが、現在逮捕できるのは一人しかないのであるといふことになると、これはまつたく困ると思ひます。

○田中参考人 お答えいたします。当時富士銀行支店内におきまして、目撃した者の談話を聴取いたしました。それからジープがとまつておつたときに目撃した者の目撃談を総合して考へて

みますると、軍人のような服装をしておつたという言葉でありまして、軍人であるかどうか、その辺が非常に今のところ確信を持つて、米軍人であるといふことが、今言えないわけでありまして、そこでもし軍人でないとしたらするならば、これは当然十月十八日付の警書によりまして、軍人軍属でなければ、日本官憲によつていつでもこれは容疑者として逮捕できるわけでありまして、しかるに今のところ、軍人らしい点もあるといふような点が、非常に捜査上混同されて、万一の場合を考へましてまたMP側も、もし軍人であつた場合においては、もしそれがために日本官憲が逮捕の機を失するやうなことがあつてはいかぬ、かような趣旨から、今CID側においても、もし軍人であつたならば、自分の方で出てやるからといふので、全国に今手配をいたしましたので、そして米軍側とそれから日本警察側とが、おそろく各県におきまして、同様に相当緊密な連絡をとつて、今双方で捜査を進行している、かように考へております。

○立花委員 そりなりまして、警視總監の言葉は、千住署長の言葉と同じやうに、逮捕していかどうかかわらないといふことになつて来ると思ひます。たとえはそこに犯人がおるとした場合に、警視總監はそれを逮捕してもいかどうかかわらぬのですか。

○田中参考人 これが軍人、軍属にあつたならば、日本警察がただちにこれを逮捕できるだらうと思ひます。ところが現在のところ、いまだ犯人が確認されていないのであります。そこで

何のなにがしてあるといふことがはつきりわかつておられますれば、そしてこつちの者を逮捕しろといふやうなことがはつきりしておつたならば、米占領軍の警察当局から、これの者を指名手配しているから、この者ならばただちに逮捕すべしといふ命令または指示がありまして、これは日本警察といへども、その者を見たならば、すぐ逮捕できるであらうと思ひます。ただそれとも今のところ、何のなにがしてあるといふことがわかりませんし、またそれが軍人であるかシビリアンであるかといふことが、米軍当局にもまた日本警察にもわかつていないのであります。そのために捜査の機を失してはならぬといふので、現在のところ双方が出てやつておられます。これがもしシビリアンであるといふことがはつきりわかつておつたならば、占領軍当局は手を引いて全部日本の警察にまかせたらうと思ひます。ところがそれがはつきりわかつていないために、占領軍警察当局も出て、現在一緒にやつております。もし犯人とおぼしき者があつたならば、ただちに占領軍警察当局も一緒に出て逮捕しよう、こつちのことになつております。

○立花委員 あなたはきのうの参議院の地方行政委員会で、現在犯人を逮捕できるのは、佐々木部長一人だけであるとおつちやつたといふ記事がきよりの朝日新聞に出ておられますが、犯人は自動車で逃亡いたしましたので、全国どこへ行つておるかおそろくわからな

いと思ひますが、全国十数方の警察官がおられますが、現在逮捕できるのは一人しかないのであるといふことになると、これはまつたく困ると思ひます。

○田中参考人 お答えいたします。当時富士銀行支店内におきまして、目撃した者の談話を聴取いたしました。それからジープがとまつておつたときに目撃した者の目撃談を総合して考へて

みますると、軍人のような服装をしておつたという言葉でありまして、軍人であるかどうか、その辺が非常に今のところ確信を持つて、米軍人であるといふことが、今言えないわけでありまして、そこでもし軍人でないとしたらするならば、これは当然十月十八日付の警書によりまして、軍人軍属でなければ、日本官憲によつていつでもこれは容疑者として逮捕できるわけでありまして、しかるに今のところ、軍人らしい点もあるといふような点が、非常に捜査上混同されて、万一の場合を考へましてまたMP側も、もし軍人であつた場合においては、もしそれがために日本官憲が逮捕の機を失するやうなことがあつてはいかぬ、かような趣旨から、今CID側においても、もし軍人であつたならば、自分の方で出てやるからといふので、全国に今手配をいたしましたので、そして米軍側とそれから日本警察側とが、おそろく各県におきまして、同様に相当緊密な連絡をとつて、今双方で捜査を進行している、かように考へております。

○立花委員 そりなりまして、警視總監の言葉は、千住署長の言葉と同じやうに、逮捕していかどうかかわらないといふことになつて来ると思ひます。たとえはそこに犯人がおるとした場合に、警視總監はそれを逮捕してもいかどうかかわらぬのですか。

す。しかもその犯人がいつピストルを持って目の前に出て来るかわかりませんが、それを日本警察官が逮捕できないということでは、何のために莫大な国費を使つて捜査をやつてゐるのか。あなたの話を聞きますと、モニターエ写真までつくつて、国警、自警が全部動員されてやつておるといふことになると、非常に重大な問題で、莫大な費用もいると思ひますが、その十数万の警察官の中で佐々木部長一人だけしか逮捕できない、ほかの日本の警察官は逮捕できない、こういうことになりますと、とんでもないことだと思ひますが、総監の言葉を聞いておりますと、そう解せざるを得ないと思ひます。きよりの新聞にも、総司令部のスポークスマンが発表しておりましたように、東京管区だけで三百人の脱走兵がある。この連中が犯行の大部分をやつておるといふような記事が出ておりますが、その連中が犯行をやり、しかもそれをつかまえることができないといふことになると、これは非常に重大な治安上の問題なんで、こういう点をどうお考えになつておるか。それからCIDの方にも、この富士銀行支店のギヤングをやりました米兵の所属も氏名もわかつていないのか。あるいはわかつておつて、警視総監の方に知らされてないのか。合同捜査本部をお持ちだとおつしやいますが、合同捜査本部で、日本の警官はそういう本質的なことも何も知らされないで、犯人の所属、氏名も何も知らされないで、ただMPの下働きをやつてゐるのか。この点をひとつ明確にしたいだきたいと思ひます。それから脱走兵の三百人と申しますのは、これは脱走自体でも

一つの犯罪でしよし、こういう者がしかも犯罪を行つておるといふことをスポークスマン自身が認めてゐるのだから、三百人の脱走兵の氏名なりあるいは写真なりを、警視総監としてお受けになつてゐるのかどうか、これを聞かせていただきたい。それから総監も言われておられますように、向うのCIDあるいはMPの方の指示があれば日本の警察官も逮捕できるとおつしやつておられます。また法律の上でもそうなつておると思ひますが、今度の富士銀行支店のギヤング事件について、特にMPの方から、日本の官憲で逮捕しろ、これは軍人、軍属あるいは親近者であるとそれ以外の白人であるとを問はず、今度のギヤング事件は重大だから、日本に重大な被害を与えてゐるのだから、これは日本の官憲で、発見次第逮捕しろという指示があるのかないのか。また警視総監の方から、それを要請される意思はないのかどうか。そこに犯人がおりまして、逮捕できないというふうな状態ではおつておつても、よりなにかどうか。これもひとつ明白にしていただきたいと思ひます。まだ伺いたいことが多少ありますが、そういう重大な点で総監の御意見を承りたい。

〔委員長退席、野村委員長代理着席〕  
○野村委員長代理 ちよつと御質疑される方にお願ひしたいと思ひますが、田中警視総監は都議会の関係で、教回にわたつて出席方を求められておられます。ただすべきところは十分ただしていただかなければならぬと思ひますが、時間の関係もありますので、御了承の上で御質疑を願ひたいと思ひます。  
○田中参考人 第一の、現在では米兵かしらざるか不明だから逮捕ができない、これは先ほど何回も私が申し上げましたごとく、米兵であるというところがわかれば、当然日本には捜査権はないと思ひますが、米兵が何かわからないので、やはり日本の警察が捜査できることになつておるのであります。  
○立花委員 米兵だつたら、捜査権もないのですか。  
○田中参考人 米兵でありましたら、先ほど申しましたメモランダムによつて、逮捕ができないのです。  
○立花委員 捜査権はあるのですか。  
○田中参考人 捜査権も、今のところはないうけです。向うから何か特別に、捜査に対して協力してもらいたいといふことになれば、こちらとしては当然捜査することができらるうと思ひますが、軍人、軍属に対しては、捜査権も逮捕権もないわけでありまして、それから脱走兵のお話が出たのであります。これはCIDの方から、犯人の名前なんかは全然私の方に通知を受けておりません。もし通知を受けておつたら、逮捕はきわめて容易だろつと思ひますが、CIDの方にも、だれがやつたかということがわかつておられませんので、従つて私の方に氏名を連絡する方法がないわけでありまして、それから本質的に知らされないのかどうかという問題であります。従来は非常に緊密に連絡をとりまして、もしそういうようなことがありましたらば、ただちにこういう者が、こういうところ、こういう犯罪を犯したか

ら、参考のために連絡するといふことは、私どもの方にもとき／＼必要があれば連絡をつけている場合があるのであります。従つてCIDの方で、まだ今度の犯人については、全然だれがやつたかという手がかりがありませんし、また脱走兵がやつたかどうかといふことも、全然まだわかつておりません。  
それから脱走兵が何人おるか、私は全然知りません。それからその脱走兵が犯罪を犯すのではないかという心配があります。私どももその脱走兵の今後のことにつきましては、非常に心配いたしておりますが、ただその脱走兵の氏名を、いろ／＼軍の機密もございまして、私の方には全然知らされておられません。  
それから、先ほど申しましたごとく、軍人、軍属であつても、特に何か占領軍当局で、こういう者が今犯罪を犯しているから、日本警察官がこれを逮捕しろといふ、特別の指示があるならば、逮捕できるというところは、先ほど申し上げた通りであります。今、どこまで氏名も具体的にわかつておられませんから、私どもにはまだそういう指示はございません。  
それから、私の方からそれを要請する意思があるかどうかといふことではあります。もし氏名等がわかつて、必要があるならば、当然私の方から連絡をしてみたいと思ひますが、まだかんじんの犯人が何のなにがしであるといふことがわからないために、非常に捜査上双方とも不便を来しておるようなわけでありまして、

○立花委員 委員長も時間がないうつしやつておるのですが、だから私は発言順序の問題を言ひましたので、できるだけきよりは警視総監にゆつくりおつていただくように、委員長から頼んでおいていただきたいと思ひます。それで、氏名がわからないから、結局向うからの依頼もないし、あなたの方から要請もできない。そういうことになつておるから逮捕できない。逮捕できないのだから、いつまでもつかまれない。従つて日本の警察は何をしておるかかわらないといふことになるのですが、氏名がわからなければ何もできないといふのではなしに、犯人を日本の警察官が目撃して、明白なんだから、また合同捜査本部まで設けておるのだから、その合同捜査本部の方の官憲が逮捕するようにすべきが私は当然だと思ひます。なぜそれが氏名がわからないといふ簡単な理由でできないのか、なぜあなたの方から要請されないのか、あなたの方では佐々木巡査が少くとも目撃してゐるのだから、それに基いてやはり逮捕権、捜査権を主張すべきだと思ひます。そういうしないと、さつき言ひましたように十二万の警察官がおりまして、佐々木巡査がただ一人しか逮捕できない。結局この犯人を目の前に見ても、逮捕できないといふことになりまますので、この点はひとつ明白にしたいだきたいと思ひます。白人であることがわかつておるし、軍人軍属あるいはその親近者あるいはそれ以外の者かといふこと、この二つしかないので、どつちでもいからつかまえたいのじやないか。だから名前がわかつておらないから、どつちかまらないうつしやつておるのですから、どつちであらうと、合同捜査本部

で逮捕できるようにするのが当然だと  
思ふのです。その点警視總監はどうお  
考えですか。

○田中参考人 よくわかりました。氏  
名が不明だと申しますのは、占領軍警  
察当局で氏名を隠しているのではない  
のでありまして、向うでもどういふ者  
であるかモニター写真が手に入り  
ましたならば、全部一々該当者を調査  
するだろうと思ひます。どういふ者が  
やつたのではないか、あるいは当時東  
京にいなかった者とか、そういうもの  
をCIDの方でも、目下鋭意調査中  
であります。もしそれがわかれば、当然  
日本の警察の方にこういふ者だとい  
うことを知らしてくるだろうと考へて  
おります。従つてもそれが参りまし  
たら、CIDの方もこちらの方も、捜  
査が非常に容易にできるのではないか  
といふふうに考へております。いま一  
つ佐々木巡査の件についてお話があり  
ましたが、私は参議院では佐々木巡査  
のことにつきましては、申し述べてお  
りません。これは私の方の事務当局が  
あるいは新聞社に発表したことである  
かどうか、この点は私自身もまだこう  
いふことであるかどうかといふことは  
考へておりませんので、この点だけは  
御了承願ひます。

して、重大な犯罪を犯しました場合  
に、氏名がわからない以上は、これが  
軍人であろうとならうと、氏名がわ  
からないというだけで、外人の犯罪は  
一切日本で捜査もできないければ、逮捕  
もできない、こういうことになりませ  
んか。こういうことであつてもいいの  
かどうか。こういうことになりませ  
んか。日本の治安というものはまづたく保  
つて、これ以上不安なことはいはない  
と思ふ。白人の中にもいいやつばかりは  
ありませんので、悪い白人もたくさん  
おります。それが何をやつても、その氏名  
がわからなければ一切捜査できない。  
そういうことになりませしたら、とんで  
もないことだと思ふのですが、一体ど  
うなのですか。

○田中参考人 それは立花さんの非常  
な誤解でありまして、軍人軍属でない  
者は、日本人と同様にできるわけでは  
ありません。日本人と同様にできるわけ  
です。(立花委員「わからないじやないか」)  
や、氏名がわからなくとも、一応容疑  
者として逮捕命令をだして、犯罪の捜  
査並びに逮捕ができるわけです。ただ  
軍人軍属については、さういふには参  
つておりませんが、さうでない場合に  
は、日本の法律執行当局によつて逮捕  
できることになっております。

○立花委員 今度の場合でも、つかま  
えてみなければ軍人か軍属かわからな  
いでしよう。さうでしよう。軍人軍属  
以外の者かわからぬでしよう。だか  
ら町で犯罪を犯した白人が軍人か軍属  
かわからないでしよう。その場合は  
とつかまえることはできないじやあ  
りませんか。その場合にとつかまへ  
ることができなければ、今度だつてと  
つかまへることができるといふやありま  
せんか。軍人、軍属ということが明白  
になつていないのだから、これはとつ  
つかまへることができない。その場合  
にその白人の身分なり氏名なりがわか  
らなかつたらつかまへられない。さう  
なりませと、日本に講和後たくさん白  
人が来て犯罪をやりました場合に、片  
一方に進駐軍がある、さういふこと  
と、すべての白人の犯罪が、その身分  
氏名が明確になるまで、どんな犯罪  
を犯しても捜査できないといふこと  
なるのじやありませんか。

○田中参考人 よくわかりました。現  
在さういふような白人であつて、軍人  
軍属であるかどうかかわからぬとい  
うときには、やはり占領軍警察当局と日  
本警察とが合同捜査といふやうなこ  
とにあるいはなるのではないかと思ふ  
であります。しかしこれは私どもが言  
う限りではないのであります。将来  
協定されるべき行政協定に、いかよ  
うにこれを取入れるかといふことが、今後  
問題になるわけでありませと、占領下  
における現段階におきましては、さうい  
ふことが起つたときに、その犯人が軍  
人軍属であるかどうかかわからぬとい  
うときには、やむを得ず今言つたメモ  
ラムの趣旨によりまして、占領軍警  
察当局並びに日本警察当局が合同捜査  
せざるを得ないのであります。しかし  
従来警視庁におきましては、軍人軍属  
にあらざる白人が犯罪を犯したとい  
う場合ににおきましては、警視庁独自の立  
場におきまして、令状をだつて逮捕し  
ておるやうな実例があるものでありま  
す。将来條約が締結したあかつきにお  
きましては、日本の裁判管轄権につ  
きましては、何らかさういふ点につ  
いて、はつきりしたとりきめをされるこ  
とが必要であらう、さういふふうに私  
は考へております。

○佐藤(親)委員 関連して簡単に何  
いいたします。逮捕状の発行要件が、犯  
人が現に犯行を行つた場合において  
は、逮捕状なくして逮捕できるが、も  
うその場から逃げてしまつた以上は、  
軍人の場合は別ですけれども、軍人以  
外の者であつても、また日本の一般人  
といへども、犯罪を犯した場合には  
ては、逮捕状の発行を要するはきま  
つてゐる。だから逮捕状なくしては逮  
捕できないはずであるから、まあ御無  
理なことを言つてゐるわけじやない  
と思ふ。要するに先ほど来の御説明で、  
もうだれでも行きあたりばつたりつか  
まへるといふことができないのは、も  
つともだと思ふ。だが特に御注意願  
たいことは、要するに逮捕状は、どん  
な容疑者であらうと、なるべく逮捕状  
の要件を備えて、早く、一通の逮捕状  
でなくして、なるべく例外のあの規定  
によつて、教通発行できるように逮捕  
状を要求されて御捜査願ひたい。それ  
以外にはないのです。いくら繰返して  
も、逮捕状の発行要件が法律できまつ  
てゐるので、その点でできるだけ手配を  
してやつていただくたいと思ひます。  
○田中参考人 逮捕状につきまして  
は、十分に万全の措置を講じて、捜査  
に努力いたしたいと思ひます。

○野村委員長代理 門司亮君。  
○門司委員 この機会にごく簡単に田  
中さんにお聞きしておきますが、今の  
議論を聞いておられますと、われわれ  
よつおかしなところがあります。その  
点だけを聞きただしておきたいと思  
ひます。軍人と軍人にあらざる者との  
ことは、先ほどのあなたからの御説明  
の通りだと思ひます。同時に捜査権、  
逮捕権の問題も同じだと思ひますが、  
万一本日本の警察官が、あるいは軍人  
でありませと、これが犯人に間違ひな  
いという断定ができたときに、これを  
逮捕した場合には、一体日本の警察官  
に対してどういふ処罰があるといふこ  
とが明示せられておるかどうか、一応  
聞きしておきたい。

○田中参考人 軍人軍属でありませ  
と、日本の警察官がこれを逮捕したと  
いふ場合は、メモラムの趣旨と違  
つた手続によつてやつたといふこと  
でありますから、逮捕したことは決して  
悪いことじやありませんので、逮捕す  
ることは事実上できるかも知れませ  
んが、ただ法律上の将来の問題が發生  
するおそれがありますから、この際につ  
きましては、十分に正しい手続によ  
つて逮捕するやうな措置を講ずる必要  
があるのじやないかと思ひます。きわめ  
て拍象的でありませと、御了解になる  
のは非常に困難だと思ひますが、た  
えばある温泉に進駐軍の現行犯があ  
つた。そこでまさにこれが逃げよう  
としようといふときに、ただちに警察官  
が行つてやるのも一つの手段であるも  
しれませと、それではこのメモラム  
の趣旨に反しますので、ただちに沿道  
のMPに連絡をとつて、途中において  
扼して逮捕する、あるいはただちに  
係署に連絡をとつて、その自動車  
の番号とか特徴その他を全部言つて、  
あとから追尾して行き、それによつて  
適当なところでチェックして逮捕する  
といふやうなことで、できるだけメモ  
ラムの趣旨に沿つて警察官において可

能な範囲内において、最善の処置をとつて行くというよりほかはないのではなからぬか。しかし何としてもそれではなからぬか。たまたまというときには、またそれはそれとして何らかのほかに方法をとるほかにならぬかと思ひますが、まあやつたら、ただちに警察が処罰されるとか何とかいうものではないかと思ひます。ただ現在占領下でありますから、いろいろむづかしい問題が発生するおそれがありますので、なるべくそつつかまえることが、警察としては最善の措置ではないかと、かように考へております。

○門司委員 私のお聞きいたしましたのは、覚書にそのういふことが書いてないから、ただその書いてある範囲内で行わなければならぬという事になつて参りますと、さつきの總監のお話のように、目の前に確実にそれだと思ふ者がおつても、逃亡する危険性が相当あります。おそれく逮捕は困難だと思ふ。パトロールその他が十分あるところならよろしうございませうが、MPが必ずしもその場所にいるわけでもありませんし、また連絡がとれるわけでもない。従つて日本の警察官は、みず／＼犯人だといふことがはつきりしておつても、逮捕することができないといふことは非常に困ると思ふ。私は、もし覚書にそのういふことが書いてないとするならば、当然日本の警察の立場にある人は、連合軍との了解事項の上において、その手続をとられることは至当だと考へる。私はそれくらいのことではやれると思ふ。それはどういふ事件でも一切そのういふことができるというのでなくて、事件がす

に起つておりますので、この事件に対してどういふ行動をとるといふ了解事項のもとにおいて行へば、アメリカその他もそうやかましいことは言わぬと私は思ふ。こういつた処置を總監としてとられるお考えがあるかどうか。これは總監にお聞きしても無理であつて、木村さんにも来てもらつて聞いた方がいいと思ひますが、しかし一応總監のお考えがありますならば、この機会にお聞かせを願ひたいと思ひます。

○田中参事人 この点につきましては、メモランダムというのがありますので、現在の段階におきましては、この範囲内において警察としてできるだけの可能な範囲内において、適切な措置によつて、犯人を早急に的確に逮捕するといふことに努力するよりほかなからぬと思つておりますが、ただ今後の問題といたしまして、條約発効の場合における行政協定等においては、われ／＼も今度の事件について大いに考へさせられるところがありますので、こういつた点につきましては、ひとつそれ／＼意見を立て、適当な手続によつて、それ／＼上司等に上申してみたいと考へておる次第であります。

○門司委員 どうも私がおわからぬのです。行政協定の場合は行政協定の場でありまして、これはあるいは少し言ひ過ぎるかもしれませんが、もしそのういふものが考へられるとするならば、こういふ事件のあつたときに、既成の事実として、この事件に限つて、そのういふことを了解事項のもとに既成事実としてつくり上げていいと思ふ。これはもし總監にそのういふ御熱意がなければ別であります、總監とし

てはそれくらいの御熱意があつても、ちよつともさしつかえないのじやないかといふことを考へます。今の總監の態度では、おそらく私は逮捕は困難じやないかと考へる。目の前にいても、それが軍人軍属である限りは、おそれく逮捕することはできないと考へる。そうなつて参りますと、ます／＼捜査は困難になり、国民の不安は解消されなかつておつて、従つて公の治安を担当いたしております警察としては、罰則があつて、あるいは死刑にでもなるというのなら別であります、そのういふ罰則もなく、ただこういふ場合にこつとるという具体的指示も受けておられません場合においては、私は当然目の前にいれればやつてもいいと思ひますし、あとからでも了解ができると思ひます。従つて私が總監にお願ひするのは、ぜひひとつそのういふ努力をしていただきたいと考へております。

なおこの機会に申し上げておきますが、この問題について、この次の機会に法務總裁に來ていただきまして、そのういふ法的根拠あるいは向うとの関連について、もう少し私は聞きたいと思ひますので、ぜひひとつ法務總裁を呼んでいただくよう委員長にお願ひ申し上げます。

○田中参事人 ただいまの御意見まことに私はごもつとも考へております。なお私どももいたしまして十分研究いたしましたので、さつそくこのういふ点につきまして、進駐軍当局の方にも連絡をとつてみたいと考へております。

○野村委員長代理 今門司委員からも御要望がありましたごとく、最近治安関係において、その重要性は各位が非

常に関心を持つておるところだと思ひます。関係大臣なり参事人もまた出席を求めて、質疑の通告が他にもございしますので、さらにその機会に残余の質疑を行いたいと思ひます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後一時七分散会

昭和二十七年二月二十七日印刷

昭和二十七年二月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所